

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-44)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	105,924	76,797	63,776	72,993
		補正予算(b)	▲ 21,827	▲ 24,609	▲ 24,116	-
		繰越し等(c)	5,273	2,041	465	
		合計(a+b+c)	89,370	54,229	40,125	
執行額(百万円)	83,262	44,555	29,220			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数(累積)	基準値	実績値				目標値	達成
		H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	長期的な目標
		0	0	0	0	1	1	11
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	実績値				目標値	達成
H29年度		H29~30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
0		64,341	53,330	52,960	50,412	48,333	4.8万	
年度ごとの目標値			7.5万	5万	5万	5万		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 ①福島県においては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和5年3月末時点で13,586件となっているところ。 また、可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(11施設)で計画しており、令和5年3月末時点で、7施設が処理を完了、4施設が稼働中である。 平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和5年3月末時点で269,376袋搬入された。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和5年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では焼却処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約の方針に基づき、現在、県・保管市町と取組を進めており、令和4年度には日光市、那須塩原市において暫定保管場所への集約が完了し、2023年5月時点で大田原市、那須町において集約に向けた準備を進めている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 ・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。 ・廃棄物の処理の段階が埋立処分に移行しており、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入が必要であるため、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名	長田啓(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----------------------	--------	-----------------	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-45)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	459,104	212,505	225,193	195,574
		補正予算(b)	▲ 97,888	▲ 157,270	▲ 4,166	-
		繰越し等(c)	209,995	▲ 10,898	17,824	
		合計(a+b+c)	571,211	44,337	238,851	
	執行額(百万円)	544,666	169,203	213,116		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	実績値					目標値	達成	達成
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	-	
		89	115	146	172	189	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
測定指標	福島県外で発生した除去土壌の処分量	施策の進捗状況(実績)							
		<p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町、令和3年から宮城県丸森町での3箇所を実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p>					-	-	

測定指標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「令和4年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和5年3月末時点で全体面積の約80%に当たる約1,285haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和3年度末までに、中間貯蔵施設へおおむね搬入完了するという目標を達成した。また令和5年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m<sup>3</sup>のうち累計で約1,346万m<sup>3</sup>の除去土壌等を搬入したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県飯舘村長泥地区での実証事業においては、農地造成や水田試験等を実施した。農地造成については、令和3年4月に着手した除去土壌を用いた盛土が、令和4年度末までに概ね完了した。水田試験については、水田に求められる機能を概ね満たすことを確認した。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の放射線量に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウムはほぼ不検出であることなどの知見が得られており、再生利用を安全に実施できることを確認している。さらに、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業にも着手した。</p>					長期的な目標	
							中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	-
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	達成
実績値		183.9万m <sup>3</sup>	405.9万m <sup>3</sup>	386.9万m <sup>3</sup>	234万m <sup>3</sup>	57万m <sup>3</sup>		△
目標値		180万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>	254万m <sup>3</sup>	81.2万m <sup>3</sup>	28.9万m <sup>3</sup>	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  ○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては令和5年3月末時点で26か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和4年9月末時点で3か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和5年3月末時点で189か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和4年9月末時点で890か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を令和5年3月末までに8回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で開催している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。  ○「令和4年度の間接貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和4年度は、福島県飯舘村長泥地区で実施している除去土壌の再生利用実証事業の進捗状況により、中間貯蔵施設に搬入予定であった除去土壌等の一部を年度内に搬入できなかったこと等があり、約57万m <sup>3</sup> の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和5年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m <sup>3</sup> のうち累計で約1,346万m <sup>3</sup> の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,285haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県飯舘村において、農地造成や水田試験等を実施し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認した。さらに、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業にも着手した。
	施策の分析	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送等を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名	中野哲哉(環境再生事業担当参事官) 内藤冬美(環境再生施設整備担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-46)

施策名	目標10-3 特定復興再生拠点の整備					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	67,278	63,705	44,461	43,579
		補正予算(b)	▲ 12,625	▲ 12,109	0	
		繰越し等(c)	47,901	▲ 8,229	10,519	
		合計(a+b+c)	102,553	43,367	54,980	
執行額(百万円)	88,592	37,637	49,390			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・福島復興再生基本方針</li> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>・総理大臣施政方針演説「常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。」(令和2年1月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	1. 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		0	0	0	0	0	4	6	-
	年度ごとの目標値		0	0	0	0	3		
測定指標	2. 特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		0	0	0	1	1	2	2	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始したところ。令和4年度においては、双葉町、大熊町、浪江町、葛尾村の避難指示の解除がなされた。他方、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。 なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和4年度において飯館村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。
	施策の分析	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、残された2町村の避難指示解除に必要な除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要であり、除染については現行の指標を維持する。他方、解除済の町村においても新たに除染の同意や家屋等の解体申請が得られたところへの対応を継続するとともに、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名	中野哲哉(環境再生事業担当参事官) 長田啓(特定廃棄物対策担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---	--------	--	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-47)

施策名	目標10-4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,976	1,887	1,717	1,685
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1,976	1,887	1,717	-
執行額(百万円)	1,418	1,536	1,507	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針</li> <li>東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針</li> </ul>					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値				目標値	達成	
		H24年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		15	23	27	27	27	33	20	
		年度ごとの目標値	20	20	20	20	20		
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)	基準値	実績値				目標値	達成	
		R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		83	-	-	83	92	99	80	
		年度ごとの目標値	-	-	80	80	80		
	③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)	基準値	実績値				目標値	達成	
		R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		98	-	-	98	98	97	80	
		年度ごとの目標値	-	-	80	80	80		
	④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%) (全国アンケート調査)	基準値	実績値				目標値	達成	
		R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		41.2	-	-	40	40.4	46.8	20	
		年度ごとの目標値	-	-	40	-	-		

		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	
	④福島県「県民健康調査」の進捗	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。	福島県「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。	福島県「県民健康調査」の円滑な実施のための支援を着実に実施	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  ①有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を踏まえて令和4年度は33件の調査研究を採択し、目標を達成した。  ②いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、専門家派遣を実施し、99%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。  ③住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、97%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。  ④福島第一原発に起因する放射線による健康影響について「起こる可能性が高い」と思っている人の割合を令和7年度に20%以下にすることを目標としているが、令和2年以降横ばい又は増加している。この割合について、調査する際に事前に放射線の健康影響に関する科学的情報を提示しない場合は46.8%、提示する場合は、情報の内容により32.6～44.6%という結果となった。前年度の40.4%と比較し、今年度は46.8%となったが、情報の提示次第での効果が確認できたことから、一定の進展があった。  ⑤「県民健康調査」の着実な実施のために、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施により、目標を達成した。
	施策の分析	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、測定指標ごとに以下のとおり課題を整理した。  ①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握について引き続き実施する必要がある。  ②③リスクコミュニケーション事業の継続・充実について、令和4年から令和5年春に特定復興再生拠点区域の避難指示が順次解除されることから相談等の増加が予想されるため、健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。また、相談者と双方向のリスクコミュニケーションを継続していく必要がある。  ④風評払拭と差別・偏見のない社会の実現を図る目的を達成するために、放射線の健康影響について、積極的な情報発信を実施する必要がある。これまでに対象としていた若年層よりも、特に40代以上において、誤解をしている人の割合が多いことが判明したため、今後は、効果的な施策展開に向けたターゲット層の切り替えと、受け手の特性にあわせた広報内容にしていくことが必要である。  ⑤福島県の県民健康調査「甲状腺検査」について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。また、検査の結果がんが見つかった受検者へのこころのサポート体制も構築する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記の成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。  【測定指標】 ①研究の採択件数(被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)、②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)、③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)、④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%)、⑤福島県「県民健康調査」の進捗、については、引き続き同様の指標を用いる。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。この助言を参考にして研究課題の採択や評価を実施した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標②、③: 令和2年度および令和3年度「放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業)委託業務報告書」別添(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	作成責任者名	海老名英治(放射線健康管理担当 参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	----------------------------	--------	-------------------------	----------	--------